

みなとみた

2013 **1**
No.95

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

新年のご挨拶 ● 2

(一社)三田労働基準協会 会長 山内啓三郎／三田労働基準監督署 署長 多田信克

労働行政ニュース ● 3～6

平成24年度年度末労働災害防止強調期間／平成24年の労働災害発生状況／24年に実施した健康診断の結果報告は 1 月中にお願いします／平成25年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業「公募」

東京労働局／三田労働基準監督署

労働インフォメーション ● 7

東京都内の最低賃金／平成25年度雇用保険料率据え置きのお知らせ

ハローワークしながわインフォメーション ● 8～9

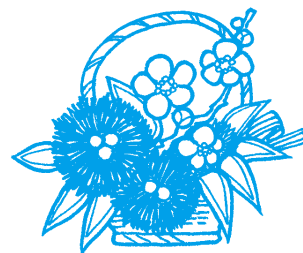
最近の雇用失業情勢／「雇用保険被保険者資格喪失届」のオンライン申請がさらに便利になります！／東京都及び港区・品川区における中途採用時賃金情報

コラム ● 10

いのち・シリーズ⑥ 『ディーセント・ワーク・ガーディアン』

協会だより ● 11～16

港区優良従業員表彰受賞者／25年賀詞交歓会のご案内／産業保健フォーラム・講習会のご報告 他



新年のご挨拶



一般社団法人 三田労働基準協会
会長 山内啓三郎

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には健やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、旧年は課題であった一般社団法人への移行も終わり、これも偏に会員皆様のご理解とご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は未だに東日本大震災後の復興が進まず、年末の総選挙まで増税・エネルギー原価・TPPetc.と国論を分ける課題に直面しながら、leaderless Japanは足下を見透かされ領土問題を始め、東アジア等での存在感が低下した一年であったように思います。今年は新政権の下、スピード感を持って経済の活性化、円高是正などが図られ、将来の国の形を見据えた税と社会保障改革が真摯に進められることを強く期待します。

ところで、「巳」は復活と再生を意味すると言われますが中央道笹子トンネル崩落事故が象徴するように、いま日本はインフラ崩壊の危険が顕在化しています。高度成長期に整備された社会資本が耐用年数を経て一斉に老朽化しているという重い課題を背負う一年になります。

一方、労働関係では耐用年数とは別次元のスピード感で労働契約法や高年齢者雇用確保法などが改正され、有期契約労働者の身分安定と労働条件の確保、65歳までの継続雇用機会の確保が喫緊の課題になっています。企業にとって負担が増える課題ですが、労働者のキャリア形成と能力開発、無年金状態を作らない雇用確保は、労働生産性向上の基本であり前向きな取組みが求められます。

また、労働災害が減少せず、脳・心臓疾患や精神障害による労災認定が増加していますが、平成25年度は国の第12次労働災害防止計画の初年度となります。特に、メンタル不調や過重労働による健康障害の防止は、企業が積極的に取り組まなければならない課題となります。

今年は世界各国でリーダーが変わりました。それだけに社会経済を取り巻く不確定要素も多い一年ですが、公益事業を行う一般社団として、会員各位のニーズに応えた事業を展開して参りたいと考えております。結びに、皆様の益々のご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。



三田労働基準監督署
署長 多田 信克

明けましておめでとうございます。

三田労働基準協会の会員の皆様には、昨年も、監督署の業務運営に多くのご支援・ご協力をいただき本当に有り難うございました。

私が三田署に赴任してから1年9ヵ月経ちましたが、この間、東日本大震災からの放射能汚染、尖閣問題、衆議院選挙など、日本の将来を左右する大きな出来事が次々に発生しております。会員の皆様におかれましても、デフレ下における円高や低価格志向の社会的風潮もあり、大変ご苦労が多い年だったのではないのでしょうか。

署としましても、昨年は、死亡災害が5名に増加し、休業災害も全業種で2割増加したこと、精神障害の労災請求が45件を超え過去最大となったこと、賃金未払等の申告事案は減少したものの600件程度となり、さらに、長時間労働やサービス残業を訴える投書なども350件を超えて増加した中であって、各々の課題に対し全力で取り組んでまいりました。

また、昨年は7月には改正育児・介護休業法の全面適用により規模に拘わらず介護休暇などが義務づけられ、8月には、改正労働契約法の「雇止め法理」部分が施行され、10月には、改正労働者派遣法が施行され日雇派遣の原則禁止やグループ企業内派遣の8割規制が行われるというように、日常に直結する法律改正の当たり年でしたので、皆様と連携して法令周知に向けた説明会を開催してきたところです。

今年は、こうした状況を踏まえ、上記の改正法の追加施行や65歳までの雇用を義務づけた改正高年齢者雇用安定法の施行が予定されていることから、改正法令説明会を開催するほか、ここ数年基調としている相談・申告への丁寧な対応、長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策、リスクアセスメントの手法を取り入れた労働災害防止対策などに取り組んでまいります。

私は、これらの中でも、特に、恒常的な長時間労働を背景とする脳・心臓疾患や精神障害事案が多数発生している現状を踏まえ、過重労働による健康障害の防止を最重点としてまいります。

引き続き、皆様には、コンプライアンスを基調とする会員として、今年も行政へのご理解とご協力をいただきますよう切にお願いいたします。

末筆になりましたが、貴会のますますの御発展と会員の皆さまの御健勝、御繁栄を心から祈念申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

「東京労働局 平成24年度 年度末労働災害防止強調期間」 ～「東京ゼロ災害運動」から第12次労働災害防止計画へ～

1 趣旨

東京労働局においては、平成24年1月から12月を取組期間として、関係団体及び事業場労使の協力を得ながら「東京ゼロ災害運動」として、各種の取組を推進してきました。

この結果、年度当初は前年同期と比較して大幅な増加傾向がみられた労働災害について、その状況は改善されつつあり、一定の成果が上がったと認められます。

しかしながら、死亡災害は68人（12月18日現在）と前年同期を13%上回っているほか、休業4日以上 の死傷災害についても、7,881人（11月末現在）と前年同期を約5.5%上回るなど看過できない状況にあります。

「東京ゼロ災害運動」が終了する12月末以降、年度末にかけては、建設工事をはじめ、多くの業種において平時とは異なる慌ただしい作業が予想されるほか、平成25年4月からは新たにスタートする「第12次労働災害防止計画」に繋がる重要な期間であることから、平成24年度第4・四半期の3カ月間（平成25年1月～3月）を「平成24年度 年度末労働災害防止強調期間」と定め、「東京ゼロ災害運動」と整合した「官民一体」となった取組を推進することといたしました。

2 目的

- (1) 「東京ゼロ災害運動」の成果を活かした災害防止活動の更なる活性化
- (2) 都内の労働災害の増加に歯止めをかけ、「第12次労働災害防止計画」の円滑な推進に資する

3 取組期間 平成25年1月から3月末まで

4 名称等

(1) 名称

「平成24年度 年度末労働災害防止強調期間」～「東京ゼロ災害運動」から第12次労働災害防止計画へ～

(2) スローガン又は目標

平成24年に実施してきた「東京ゼロ災害運動」や年末年始にかけて労働災害防止団体主唱のもと実施している無災害運動等を踏まえ、各業界や事業場に応じた内容のスローガンや目標を掲げるものとする。

※平成24年の取組を通じ、各団体、各事業場において一定の定着がみられる「東京ゼロ災害運動」のスローガンを「平成24年度 年度末労働災害防止強調期間」中に継続して掲げることや、「のぼり」や「ワッペン」等のグッズを継続使用しても差し支えない。

5 実施事項等（事業場への実施勧奨事項）

平成24年度 年度末労働災害防止強調期間中の実施事項は、「東京ゼロ災害運動」との継続性、整合性を図り、同運動の実施要綱を踏まえたものとする。

なお、各団体、事業場における取組の方向性としては以下のものが想定される。

（参考：各団体、事業場における取組の方向性）

- 「東京ゼロ災害運動」を独自に年度末まで延長し、引き続き取組を推進する
- 事業場で推進した「東京ゼロ災害運動」の中で、特に効果があつた取組（4 S活動、経営トップによるパトロール、年度末安全大会）を集中的に行う
- 事業場の全員参加による「安全宣言」活動を行い、宣言を実践する
- 1月に「東京ゼロ災害運動」の総括を行い、課題を整理の上、2月及び3月の具体的取組事項を決定する
- 1月中は年末年始無災害運動を展開し、2月に職場の総点検及び新年度の安全衛生計画作成、3月にこれを踏まえた気運向上のためのパトロール、研修等を実施する

6 労働局及び労働基準監督署（支署）の実施事項

「東京ゼロ災害運動」との継続性、整合性を図りつつ、各種媒体を通じた周知広報のほか、労働局、労働基準監督署（支署）幹部が各団体の会合等に参画し、直接、強調期間中における取組を要請する等により、広く関係者における災害防止の気運を高めることとする。

※詳細は三田労働基準協会ホームページ→労働ニュースをご覧ください。

平成24年の労働災害発生状況(1月～11月) (速報)

平成24年の三田署管内の全産業における休業4日以上之死傷者数は、11月末現在で415名であり、昨年同時期と比べ63名増加（+17.9%）しています。

死亡者数は5名（建設業2名、商業2名、その他1名）と昨年より2名増加しています。

労働災害の防止は事業者の責務です。この責務を全うするためには、経営トップが労働者の安全と健康の確保は自らの問題として認識し、率先してこれに取り組むことが必要です。

経営トップから各級の管理監督者に至るまで、それぞれの役割分担、責任、権限を明らかにした安全衛生管理体制を整備し、事業場が一体となって計画的に労働災害の防止に取り組みましょう。

	製造業	建設業	交通運輸業	取扱い業物	商業	衛生保健業	娯楽接客業	清掃業と畜産業	＊ビルメン業	その他の産業の三	合計
三田	7	66	49	8	51	8	71	35	29	120	415
	5	42	23	6	45	10	58	33	30	130	352
東京局	660	1174	1343	84	1345	631	750	619	442	1275	7881
	668	1168	1277	81	1240	542	614	633	443	1246	7469
増減率(%)	-1.2	+0.5	+5.2	+3.7	+8.5	+16.4	+22.1	-2.2	-0.2	+2.3	+5.5

下段は前年同期

日常の安全活動をしっかり実施しましょう！！

- ◆ 朝礼の実施(作業指示、健康状態の確認、服装等の相互点検、作業間の連絡調整…)
- ◆ 4S運動の実施(整理・整頓・清掃・清潔)
- ◆ 指差し呼称の実施
- ◆ 危険予知活動(KY活動)の実施(危険ポイントを確認し、適切な対策を講じます)
- ◆ ヒヤリハット報告活動
- ◆ 職場の巡視

新年度に向けた準備に着手しましょう！！

- ◆ 災害等を分析し安全管理計画の重点項目を明確にする
- ◆ 安全衛生管理計画を作成する(基本方針、目標、実施事項…)
- ◆ 作業手順書の作成や見直しをする(定常作業、非定常作業の手順書を整備します)

24年に実施した健康診断の結果報告は 1 月中に提出をお願いします

平成24年に実施した下記に係る健康診断の結果は1月中にご報告願います（じん肺法に基づき毎年12月31日現在におけるじん肺健康管理の状況は翌年の2月末日までの提出が必要です）。

健康診断の結果のとりまとめに時間を要する場合は、2月末日までにお願います（1月末現在において未提出事業場には督促する予定です。ご了承ください。）。

各種健康診断結果報告	様式番号（OCR用帳票種別番号）
定期健康診断結果報告書 (50人以上の労働者を使用している事業場)	安衛則様式6号（80311）
有機溶剤等健康診断結果報告書	有機則様式3号の2（38051）
鉛健康診断結果報告書	鉛則様式3号（38052）
四アルキル鉛健康診断結果報告書	四アルキル則様式3号（38053）
特定化学物質健康診断結果報告書	特化則様式3号（38054）
高気圧業務健康診断結果報告書	高圧則様式2号（38055）
電離放射線健康診断結果報告書	電離則様式2号（80307）
石綿健康診断結果報告書	石綿則様式3号（80310）
指導勧奨による特殊健康診断結果報告書 (VDT作業等29の業務)	様式番号なし（38058）
じん肺健康管理実施状況報告 (本報告は、じん肺健康診断を実施しない場合でも、2月末日までに12月31日現在の健康管理の状況を報告する必要があります。)	じん肺則様式8号（80308）

OCR帳票様式がダウンロードして使用できるようになりました

東京労働局ホームページの「法令・様式集」からダウンロードできます。印刷する際は、当該ページに掲載されている印刷時の注意事項を読んでいただき、印刷条件の「ページの拡大/縮小」の項目を「なし」に設定してください。また、印刷に使用する用紙は、白色度80%以上が必要です。

〈注意事項〉

定期健康診断結果報告書は、複数の事業場を有する企業の場合、**事業場ごとに所轄監督署に報告してください（企業全体として一括して1枚にまとめた報告はできません）。**

＜お問い合わせ先＞ 三田労働基準監督署 安全衛生課 03(3452) 5474

平成25年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業「公募」のご案内

ポジティブ・アクションに取り組む事業主 の皆様

両立支援に取り組む事業主 の皆様!!

★「わが社こそは」と思われる企業の皆様、積極的なご応募をお待ちしています!!

平成25年3月末まで公募（1月1日～3月31日）しています。

（ご応募後、選考ヒアリングを経て受賞企業を決定し、10月に表彰式を行う予定です）

★応募書類、表彰基準等の詳細はこちらをご覧ください↓

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kinto2/news/hyoushou.html



ポジティブ・
アクション
普及促進のための
シンボルマーク
「きらら」



平成24年度東京労働局長賞受賞者の皆様（他に厚生労働大臣賞表彰式もあります）



子育てサポートしています
0000年認定事業主
次世代育成支援対策
推進法に基づく
子育てサポート企業
次世代認定マーク
愛称：「くるみん」

… 両方の部門に優れた企業 …	
厚生労働大臣最優良賞	
〈均等推進企業部門〉	〈ファミリー・フレンドリー企業部門〉
職場における女性の能力発揮を 促進するための積極的な取組を 実施している企業	仕事と育児・介護との 両立支援のための取組を 実施している企業
厚生労働大臣 優良賞	厚生労働大臣 優良賞
都道府県労働局長 優良賞	都道府県労働局長 優良賞
都道府県労働局長 奨励賞	都道府県労働局長 奨励賞

★各企業の取組内容などは厚生労働省ホームページでご紹介しています↓

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002kg81.html>

【「公募」のお問合せ等は】…東京労働局雇用均等室 TEL. 03 (3512) 1611 (直通) まで

東京都の特定（産業別）最低賃金 改正のお知らせ

東京都特定（産業別）最低賃金は平成24年12月31日から

鉄鋼業 時間額 859円

出版業 時間額 857円 に改正されます。

※都内で労働者を使用する上記2業種の事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の同事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。

※一部の労働者については特定（産業別）最低賃金が適用されず、東京都最低賃金：**時間額850円**（平成24年10月1日から）が適用されます。

詳細は、東京労働局賃金課 TEL. 03-3512-1614（直通）又は最低賃金総合相談支援センター TEL. 03-3543-6326 までお問い合わせ下さい。

*詳細は三田労働基準協会ホームページ→労働ニュースをご覧ください。

平成25年度雇用保険料率据え置きのお知らせ

厚生労働省の労働政策審議会は、平成24年12月12日、平成25年度の雇用保険料率を定める告示案要綱を「妥当」と認め、厚生労働大臣に答申しました。

答申を踏まえ、平成25年度の雇用保険料率は、平成24年度の料金を据え置き、一般の事業で1.35%、農林水産・清酒製造の事業で1.55%、建設の事業で1.65%とし、平成25年4月1日から適用します。

詳細は、三田労働基準協会ホームページ→労働ニュースをご覧ください。

<参考：平成25年度雇用保険料率(予定)>

()内は平成24年度料率

	雇用保険料率	失業等給付に係る保険料率	(労働者負担)	(事業主負担)	雇用保険二事業に係る保険料率(事業主負担)
一般の事業	13.5/1000 (13.5/1000)	10/1000 (10/1000)	5/1000 (5/1000)	5/1000 (5/1000)	3.5/1000 (3.5/1000)
農林水産・清酒製造業	15.5/1000 (15.5/1000)	12/1000 (12/1000)	6/1000 (6/1000)	6/1000 (6/1000)	3.5/1000 (3.5/1000)
建設業	16.5/1000 (16.5/1000)	12/1000 (12/1000)	6/1000 (6/1000)	6/1000 (6/1000)	4.5/1000 (4.5/1000)

最近の雇用失業情勢

○窓口からの求人・求職状況

都内の求人・求職の動きを見ると、新規求人数（原数値）は109,888人で前年同月比22.3%増と32ヶ月連続で前年同月を上回った。また、月間有効求人数（原数値）は274,467人で前年同月比19.4%増と、30ヶ月連続で前年同月を上回った。

一方、新規求職申込件数（原数値）は56,032件で前年同月比3.9%減と14ヶ月連続で前年同月を下回った。また、月間有効求職者数（原数値）は235,046人で前年同月比9.1%の減と、26ヶ月連続で前年同月を下回った。

就職件数は13,146件で前年同月比1.6%増となった。一般、パート別の状況を見ると、一般は7,568件で前年同月比0.7%増、パートは5,578件で前年同月比2.9%増となった。

東京の企業倒産状況（株東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数は、187件（前年同月比12.7%増）。業種別件数では、卸売業・サービス業ともに（33件）、建設業・製造業ともに（28件）、情報通信業（23件）の順となった。

項 目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
21年度	0.79	1.02	2.66	0.45	0.60	1.61	139,964	186,500
22年度	0.93	1.19	3.67	0.56	0.69	2.10	147,335	196,787
23年度	1.11	1.46	4.69	0.68	0.88	2.73	149,287	200,921
24年9月	1.29	1.94	7.63	0.80	1.14	4.14	89,797	121,602

注意）1. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《24年4月～24年10月》

2. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

平成25年
3月11日
から

「雇用保険被保険者資格喪失届」のオンライン申請がさらに便利になります！

雇用保険被保険者資格喪失届についてe-Govからのオンライン申請は、これまで「離職票交付あり」と「離職票交付なし」の場合にご利用いただけました。

平成25年3月11日からは、さらに、次の場合にもオンライン申請ができるようになります。

- 既に「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし）」の手続きが完了後に、「離職票」または「期間等証明票」の交付を希望する場合
- 「期間等証明票交付あり」の場合

※雇用保険被保険者資格喪失届について

事業主の雇用する労働者が、離職等により被保険者でなくなった場合には、ハローワークに「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出いただきます。

- ①原則として「離職証明書」を併せて提出していただく必要があります。（離職票交付あり）
- ②離職者本人が「離職票」を希望しないなど、一定の要件を満たす場合には、離職証明書を省略することができます。（離職票交付なし）

※期間等証明書（期間等証明票）とは？

離職票は被保険者が離職後に失業給付を受ける際に必要になります。

一方、他社への出向など、離職でない理由で喪失する場合は、離職票は交付されません。

しかし、出向先を短期で離職してしまった場合など、失業給付を受ける為に、出向前の会社での被保険者期間を証明するものです。（様式は、離職証明書の左側半分と同じです。）

＜お問い合わせ先＞

ハローワーク品川・雇用保険適用課

港区芝大門1-3-4 芝大門ビル5階 03(3433)8609 (22#)

東京都及び港区・品川区における 中途採用時賃金情報（7月～9月）

*この情報は、平成24年7月から9月までの3ヶ月間に、ハローワークに届けられた「雇用保険資格取得届」に記載された賃金を労働市場センターで集計したものです（※賃金：単位千円）

東京都 中途採用時賃金	19歳以下		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金
職業計	1,436	175	19,608	200	32,398	240	25,760	277	20,681	302
専門的・技術的職業	92	174	3,084	211	6,713	261	5,638	306	4,450	340
管理的職業	4	166	106	215	261	295	433	377	473	462
事務的職業	125	171	3,741	208	8,750	254	7,260	300	5,473	328
販売の職業	362	169	4,726	194	6,252	224	4,383	252	3,261	274
サービスの職業	513	174	6,015	193	7,841	222	5,543	248	4,125	269
保安の職業	21	180	210	187	206	202	159	211	180	207
農林漁業の職業	0	—	18	215	22	241	17	244	27	293
運輸・通信の職業	42	180	392	220	668	242	763	249	1,046	254
生産工程・労務の職業	277	185	1,316	198	1,685	217	1,564	234	1,646	241
東京都 中途採用時賃金	40～44歳		45～49歳		50～54歳		55～59歳		60～64歳	
	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金
職業計	15,701	304	11,905	312	8,440	321	5,945	316	5,063	280
専門的・技術的職業	2,864	344	2,165	354	1,367	357	861	355	674	316
管理的職業	534	480	500	542	568	567	501	536	430	489
事務的職業	3,864	343	2,669	364	1,833	386	1,155	396	1,317	303
販売の職業	2,539	277	1,983	279	1,192	281	678	263	327	252
サービスの職業	3,000	261	2,300	252	1,711	246	1,287	237	1,025	208
保安の職業	202	193	206	215	217	204	250	203	237	185
農林漁業の職業	21	284	19	455	10	454	4	242	6	299
運輸・通信の職業	1,177	257	1,002	260	758	256	594	255	497	251
生産工程・労務の職業	1,500	250	1,061	250	784	249	615	266	550	234

港区・品川区 中途採用時賃金	19歳以下		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金
職業計	207	174	3,692	204	7,144	255	5,892	306	4,338	346
専門的・技術的職業	20	179	629	219	1,668	278	1,378	335	1,028	388
管理的職業	1	136	32	247	63	291	99	416	131	490
事務的職業	14	158	702	216	2,016	277	1,888	334	1,324	376
販売の職業	46	174	898	200	1,397	233	979	270	692	296
サービスの職業	99	174	1,246	193	1,710	228	1,278	268	887	296
保安の職業	0	—	8	198	19	233	14	273	16	299
農林漁業の職業	0	—	5	238	3	223	2	233	9	277
運輸・通信の職業	1	240	34	236	70	229	82	260	105	268
生産工程・労務の職業	26	181	138	184	198	211	172	231	146	240
港区・品川区 中途採用時賃金	40～44歳		45～49歳		50～54歳		55～59歳		60～64歳	
	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金
職業計	2,931	348	2,152	370	1,462	368	992	370	727	304
専門的・技術的職業	544	401	409	412	214	427	131	426	85	318
管理的職業	156	493	165	580	139	623	134	594	86	539
事務的職業	864	391	598	413	363	440	257	444	192	355
販売の職業	441	310	366	314	232	316	101	292	41	268
サービスの職業	681	275	438	268	360	245	246	236	211	193
保安の職業	13	206	13	258	21	191	25	171	25	172
農林漁業の職業	2	272	7	639	4	546	2	328	1	200
運輸・通信の職業	105	281	82	296	51	263	31	274	25	270
生産工程・労務の職業	125	253	74	267	78	248	65	257	61	264

*三田労働基準協会ホームページ→東京ハローワーク→ハローワーク品川→地域の情報でもご覧になれます。

コラム

沢村 凜 著

『ディーセント・ワーク・ガーディアン』
(The Decent Work Guardian)

(双葉社)



いのち・シリーズ ⑥2

はじめに

架空の県庁所在地黒鹿市の黒鹿労働基準監督署に勤務する第2方面主任監督官三村全を主人公に、研修中の新任の労働基準監督官加茂俊生を配し、六つのストーリーが展開するめずらしい小説である。めずらしいというのは、監督官が小説にとりあげられることが稀有だからである。

その上、三村には黒鹿南警察署の刑事課に清田圭悟という警部補の友人がいる設定をし、推理小説に仕立てている。

全体的には、あまり一般に知られることの少ない労働基準監督官のさまざまな仕事が克明に語られている。

§

第1話「転落の背景」では、従業員3名の会社で起こった建設足場解体作業での死亡災害に関連して、「全国には410万もの事業場があるというのに、労働基準監督官の数は2500人弱。しかもそのうち第一線で監督業務にあたっているのは1200人ほどなのだ。単純計算で、一人が3400以上の事業場を担当することになるのでは、(事故の)芽を摘むどころか目を配ることさえ、ごく一部にしか果たせない」実態を示している。

§

第2話「妻からの電話」で、昭和の前半にダム工事の責任者だった人に聞いた話として、「とにかく伝染病だけは出してくれるな」、危険の多いダム工事に少々の死傷事故はしかたがないが、一度に多数が労働不能になる伝染病で、工事は渋滞し、世間もうるさいというのが、業界の認識だったとし、国際労働機関 (ILO) が掲げる21世紀の目標としての「ディーセント・ワ

ーク」、つまり本書のタイトルの一部になっている言葉の意味を語っている。

§

コンビニで強盗事件が起こり、清田警部補から依頼されて、被疑者が働く工場を監督する第3話「友の頼み事」。逃亡した被疑者は派遣社員。職場で軽度の負傷をしたが派遣先から労災隠しを強いられていた事実もわかり、清田に犯人逮捕のヒントを与えた。

ところが、事件はさらに発展し、そのことは、つぎの第5話「フェールセーフの穴」で知るという意外な展開になっている。

§

黒鹿市内の機械工場の、産業用ロボットの間近で、首にヒモが巻きついて倒れている死体が発見された。警察は殺人とみている。工場の設備課長が、取材で来社していた業界紙の記者を案内していて、ロボットがせっせと動いているその下に、倒れている人を見つけた。

産業用ロボットが運転中、不用意に接近した人に危害を与えないよう、機械の周辺にサクあるいは囲いを設け、かつロボットに人が接近した場合直ちに作動が停止できる「光線式安全装置」を設置しているので、通常の作業中、このような事故が起こるのはたいへん不思議なことと思える。

このミステリアスな出来事が、二人の手で見事に解き明かされていく。

おわりに

I 東野圭吾の小説『麒麟の翼』(‘11年講談社)で、機械類のインターロック (安全装置) を解除して作業をしていること、さらに労災隠しが、殺人事件の背景に使われている。

II 本書のタイトルに使われている「ディーセント・ワーク」という言葉は、1999年の国際労働機関第87回総会に、21世紀のILOの目標として提案されたことに由来する。厚生労働省は「働きがいのある人間らしい仕事」と訳している。具体的には同省HPによられたいが、著者はガーディアンをつけて「労働基準監督官」の職務を表現しようとしたのであろう。

藤枝 丞 (藤枝事務所主宰)

当会推薦の会員事業場から3名の優良従業員が表彰される

さる平成24年11月16日、平成24年度「港区中小企業優良従業員表彰式」がメルパルク東京で行われ、当会推薦の会員事業場から次の3名が受賞されました。

芝浦シヤリング株式会社	鈴木良子様
株式会社東京ロジステック小林徳市運送	佐藤大輔様
日工建設株式会社	高橋秀幸様



写真左より、山内様、塚田港区部長、鈴木様、佐藤様

この表彰は「中小企業の発展に貢献した成績優秀な従業員を表彰し、その功績をたたえることにより勤労意欲の増進を図り、後進の模範とし、中小企業の発展と港区の産業振興に資すること」を目的として昭和44年から続いているものです。

式典は港区産連会長の板東和男審査委員長の開会挨拶後、武井雅昭区長から37名の優良従業員の皆さんに一人ずつ表彰状が授与されました。

受賞者全員の写真撮影後、懇親会が行われ、受賞者から後進の模範となるとの気概が感じられるスピーチがあり、ライトアップされた東京タワーのもと、和やかな時間が過ぎてゆきました。なお、港南振興会の推薦で日本精米製油株式会社の山内アカネ様も受賞者のお一人でしたことを付記いたします。

(表彰審査会審査委員 小林敏郎 記)

平成25年 新年賀詞交歓会のご案内

平成25年の新年を迎えるに当たり、恒例の新年賀詞交歓会を

1月25日(金) 午後5時30分より、
ホテルオークラ東京 (港区虎ノ門2-10-4)
本館1階「コンチネンタルルーム」にて、開催致します。

年頭ご多忙の折ではございますが、万障お繰り合わせのうえご出席賜りますようご案内申し上げます。
なお、詳しくは郵送させていただきましたご案内をご覧ください。

「産業保健フォーラム IN TOKYO 2012」開催される

平成24年11月21日(水)、ティアラこうとうにおいて、「いま 知っておきたい ところと体の健康づくり」をテーマに、「産業保健フォーラム IN TOKYO 2012」が開催されました。

プログラム・概要は、次のとおりでした。

主催者挨拶：東京労働局長

特別講演：「企業のメンタルヘルスにおける認知行動療法活用のヒント」

(独)国立精神・神経医療研究センター

認知行動療法センターセンター長

医学博士 大野 裕 氏

要点：認知療法・認知行動療法とは、人間の気分や行動が認知（物事の考え方・うけとり方）によって影響を受けるという理解に基づいて、①その認知のあり方を修正し、②問題に対処することによって、③気分の状態を改善させることを目的とした短期の構造化された精神療法（心理療法）のこと。この療法による、社員教育を通じた予防対策と復職支援の実際・心に寄り添う話し方・心のスキルアップの実際について実例を示した解説があり、最後に悩んでいる人への接し方について指導をいただいた。

事例発表1：「再発防止を目指したメンタルヘルス対策～味の素㈱における復職プログラムについて～」

味の素㈱ 人事部健康推進センター

保健師 横尾 亜子 氏

要点：メンタルヘルス対策として、休業から復職までを5段階で支援する独自の「メンタルヘルス回復プログラム」を立ち上げている。これを通じ、休業した社員に対して「いきいきと働ける状態への回復と再発防止」を目標に取り組んでいる。

事例発表2：「実効性のある身体と心の健康管理を目指して～より積極的な産業保健スタッフの関わり～」

東京急行電鉄㈱東急病院健康管理センター 保健師 山田 藍 氏

要点：健康を保ち「その人らしく」働けるように、産業スタッフは実効性のある健康管理を心がけている。身体面では健診後の要管理者を適切な受療へと確実につなげ、心の面ではメンタルヘルス不調の「一次予防」に重点を置いた活動を行っている。

講習会のご報告

11～12月に実施した講習会からご紹介します。

1. 「改正労働契約法及び改正労働者派遣法の説明会」

12月4日(火) 仏教伝道協会会議室において、三田労働基準監督署・三田労働基準協会の共催により標記説明会が開催されました。本説明会は両改正法の施行を受けて喫緊に影響を受ける非正規労働契約などについて三田労基署と東京労働局需給調整部の担当者が説明したものです。平成24年8月10日施行期日の「雇止め法理の法定化」に、平成25年4月1日施行期日になる「無期労働契約への転換」「不合理な労働条件の禁止」と「日雇い派遣の原則禁止」の説明に多数の方々が参加されました。

なお、当協会では1月21日と2月12日に労務管理講習「改正労働契約法と企業の対応」（両日ともに既に満員）を開催します。

2. 「リスクアセスメント等の導入による労働災害防止講習会」

11月27日(火) 産業安全会館大会議室において、三田労働基準監督署と三田労働基準協会の共催により標記講習会が開催されました。三田労基署長は、減少していた労働災害が平成22年以来増加し24年も増加傾向が止まらない状況について説明、東京ゼロ災害運動により労働災害の減少をめざすべく各企業の理解協力を要請しました。次に三田労基署産業安全専門官から「労働災害の防止について」として、過重労働・メンタルヘルス対策等について説明がありました。引き続き (一社)白崎労務安全メンタル管理センター代表理事白崎淳一郎氏による特別講演「リスクアセスメントの効果的なすすめ方」があり、参加者は熱心に耳を傾けていました。

3. 労務管理講習会「これってパワハラ？忍び寄る訴訟リスクへの対応」

11月7日(水) 仏教伝道協会会議室において、弁護士森井利和氏を講師に迎え、標記講習会が開催されました。

判例の事例から見る「パワーハラスメント」、パワーハラスメントの法律上の責任と「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言(24, 3, 15職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議)」等の説明の後、判例・労災認定事件の実例を挙げ、何がパワーハラスメントに当たり、どの点が会社の責任を問われるか、さらにパワーハラスメントの対策について詳細なお話がありました。森井弁護士の豊富な経験・実績と法科大学院客員教授としての理論に裏打ちされた講演によりパワハラ対策の理解が深まりました。

4. 労務管理講習会「労災保険実務(基礎)及びQ&A講習」

11月2日(金) 産業安全会館大会議室において、特定社会保険労務士高橋健氏を講師に迎え標記講習会が開催されました。

業務災害・通勤災害の発生から労災保険請求までについて、腰痛、脳・心臓疾患、精神障害などの業務上疾病や第三者行為災害等の事例までに及ぶ講習がありました。また、講習申込時に寄せられた、誤って健康保険でかかった場合は？海外で業務災害に遭った時の診療費は？などの質問に対し詳細な回答がありました。講習終了時間後も受講者の個別質問に答えて頂き、好評のうちに閉会しました。

5. 労務管理講習会

連続講座「職場のメンタルヘルス：『非定型うつ』『新型うつ』対策を考える！」

三田労働基準協会研修センターにおいて、11月26日(月)社会保険労務士北岡大介氏、12月3日(月)保健師松島直子氏を講師に迎え、標記講習会が開催されました。

北岡社会保険労務士からは「職場のメンタルヘルスと法律問題」として、メンタル罹患に対する休職制度・リハビリ出勤制度・復職時や退職時の取り組み方等についての実際の適応と判例について具体的な解説がありました。

松島保健師からは、データから見る職場のメンタルヘルスの状況及び従来型うつ病と新型うつ病について解説の後、職場復帰プログラムと予防型メンタルヘルスマネジメントが説明されました。メンタル罹患に対する対応は管理者だけで抱え込まないなど、特に講師の経験に裏打ちされた講義に受講者がうなずいていました。

2月以降の講習会のご案内

1 行政関連の講習会等

- (1)「衛生管理者等支援講習会申込書」(25年2月14日(木))(無料講習会)

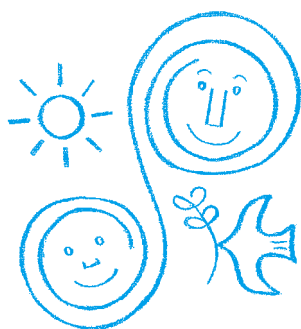
2 協会企画の講習会

- ※労務管理関係**
- (1)「改正労働契約法と企業の対応」(25年2月12日(火))【満員になりました】
 - (2)「就業規則等徹底見直しセミナー」(25年2月21日(木))
 - (3)「危険予知訓練実務講習会」(25年3月6日(水))(会場は大田です)
 - (4)「新入社員等安全衛生教育担当者の研修会」(25年3月12日(火))(会場は大田です)
- ※資格関係**
- (1)「安全管理者選任時研修(第5回)」(平成25年1月29日(火)～30日(水))
 - (2)「安全衛生推進者初任時教育(第3回)」(平成25年2月4日(月))
 - (3)「衛生管理者受験準備講習会(第6回)」(平成25年2月18日(月)～20日(水))

三田労働基準協会の ホームページが一新しました!!

これから益々充実をはかります。
ご利用ください。

【URL】<http://www.mita-roukikyo.or.jp>



健康診断・特殊健康診断等

企業に合った健康診断を提供しております。
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、長時間労働面談・保健指導・健康 セミナー・健康相談等実施しております。

お気軽にご相談下さい。

作業環境測定についてもお任せ下さい。



財団法人 全日本労働福祉協会

ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION

会長 医学博士 柳澤 信夫



〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11

TEL : 03-3783-9411

FAX : 03-3783-6598 Mail : keikaku@zrf.or.jp



全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

あけましておめでとうございます

平成25年 新春

一般社団法人 三田労働基準協会

顧問	富田 渡	渡辺興業(株)
顧問	山田 豊造	山田倉庫(株)
会長	山内 啓三郎	日本精米製油(株)
専務理事	橋場 義雄	橋場(株)
副会長	丸山 啓	(株)精美堂
理事	青野 元治	(株)小糸製作所
理事	柴本 守人	(株)サンリツ
理事	中塚 悦生	(株)間組
理事	白田 廣一	清水建設(株)
理事	京谷 尚樹	東京定温冷蔵(株)
理事	橋川 宏	(株)電通
理事	宮本 高	NECフィールディング(株)
理事	丸山 純一	東洋水産(株)
理事	小林 文彦	伊藤忠商事(株)
理事	山田 真子	山田倉庫(株)
理事	高橋 亨	日本電気(株) 事業支援部
理事	吉田 和宏	総合警備保障(株)
理事	菅原 伸五	京浜急行電鉄(株)
監事	久保田 祐司	(株)田町ビル
監事	橘 新治	芝信用金庫

みなと みた

平成 25 年 1 月号 平成 25 年 1 月 15 日発行(年 6 回発行) 第 17 巻第 1 号通巻第 95 号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

衛生管理者受験準備講習会のお知らせ

三田労働基準協会及び城南地区労働基準協議会では、国家試験である衛生管理者試験合格を目指す方のため、衛生管理者受験準備講習会を実施しております。実務経験豊富な講師陣（労働衛生コンサルタント）が、重要ポイントの説明や公開過去問の解説など懇切丁寧に指導します。資格者の養成、人事異動等に備えての有資格者の補充、労働者のスキルアップにご利用下さい。

平成24年度の講習会開催日は、平成25年2月18日(月)～20日(水)

(第1種衛生管理者は3日間受講、第2種衛生管理者は18～19日2日間受講)

平成25年度の講習会開催予定は、平成25年5月、7月、8月、10月、12月、平成26年2月です。日程は決定次第、順次お知らせします。

「衛生管理者」選任のご案内

- 50人以上（パート・派遣等を含む）の事業場（企業単位でなく場所単位）は、「衛生管理者」を選任し労働基準監督署に報告することが義務付けられています（労働安全衛生法12条）。
- 衛生管理者は、国家試験合格者等でなければなりません。（※業種により第1種、第2種の区分があります）（受験資格は財安全衛生技術試験協会のHP等で予めご確認下さい。）
- 長時間労働による過労死やメンタルヘルス不調者の増加、メタボなどの生活習慣病対策など、企業にとって労働者の健康管理は重要課題であり、衛生管理者の重要性は増しています。

※

第1種	農林畜産水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業
第2種	上記以外のすべての業種

注：衛生管理者試験は関東安全衛生技術センター（千葉県市原市）で毎月3回程度実施されています。毎年1回9月頃、東京都内の会場で出張試験が行われます。

第一種衛生管理者・第二種衛生管理者免許試験日 (平成25年1月～26年3月)

平成24年度

	北海道 センター	東北 センター	関東 センター	中部 センター	近畿 センター	中国四国 センター	九州 センター
平成25年1月	18	18	9, 18, 24	18, 24	9, 18, 24	18	18
2月	14	7, 21	7, 14, 21	7, 14, 21	7, 14, 21	21	14
3月	1, 18	1, 18	1, 7, 11, 18	1, 11, 18	1, 11, 18	1, 18	1, 18

平成25年度

	北海道 センター	東北 センター	関東 センター	中部 センター	近畿 センター	中国四国 センター	九州 センター
平成25年4月	23	10, 23	3, 10, 17, 23	3, 10, 23	3, 10, 17, 23	17	3, 17
5月	16	16	9, 16, 23	9, 23	9, 16, 23	16	16
6月	18	4, 18, 23	4, 11, 23	4, 11, 18	4, 11, 18, 23	18	11
7月	9	9	2, 9, 16	2, 9, 16	2, 9, 16	16	2, 16
8月	26	5	5, 19, 26	5, 26	5, 19, 26	19	19
9月	3, 25	3, 25	3, 10, 25	3, 10, 25	3, 10, 25	25	3, 25
10月	24	10	10, 17, 24	10, 17, 24	10, 17, 24	10	17
11月	22	1, 22	1, 8, 22	1, 8, 22	1, 8, 22	22	1, 22
12月	16	2, 16	2, 9, 16	2, 9, 16	2, 8, 9, 16	2, 16	16
平成26年1月	23	23	14, 23, 30	23, 30	14, 23, 30	23	14
2月	17	10, 24	10, 17, 24	10, 17, 24	10, 17, 24	17	17
3月	2, 24	2, 10, 24	3, 10, 17, 24	3, 10, 17	2, 10, 17, 24	3, 17	2, 24